

第167回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 「健康とくらしの調査」の詳細分析及び追加調査委託について</p> <p>(2) 通学路沿い民間ブロック塀等調査業務委託について【報告】</p> <p>(3) 民間ブロック塀等に係る補助金交付事業について【報告】</p> <p>(4) 市大附属2病院における病院情報システムの外部データセンターへの設置等について</p> <p>(5) 給水装置工事の手續に係る電子申請の導入について</p> <p>(6) 芸術不動産事業推進のための組織運営実験業務委託について</p> <p>(7) ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業における対象者の拡大について</p> <p>(8) 「行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【生活保護に関する事務 全項目評価書(再評価)】</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 大曽根保育園防犯カメラ運用事務</p> <p>(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 eラーニングシステムの運用</p> <p>(3) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告 衛生研究所における人事異動に伴うファイルサーバ対応作業委託</p> <p>(4) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託 平成30年度ミュージカル鑑賞会及びバックステージツアー参加者受付業務の委託</p> <p>(5) 委託先個人情報保護管理体制(1件)</p> <p>(6) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(9件)</p> <p>(7) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(10件)</p> <p>(8) 個人情報ファイル簿廃止届出書(1件)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告(平成30年7月21日～平成30年9月21日)</p> <p>(2) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>平成30年9月26日(水) 午後2時～午後5時15分</p>
<p>開催場所</p>	<p>関内中央ビル5階特別会議室</p>
<p>出席者</p>	<p>花村会長、大谷委員、加島委員、小嶋委員、鈴木委員、中村委員、新田委員、吉田委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>土井委員</p>
<p>開催形態</p>	<p>公開(傍聴者なし)</p>
<p>決定事項</p>	<p>・審議事項(1)～(8)について承認する。</p>

	<p>・報告事項、その他について了承する。</p>
<p>議 事</p>	<p><b>【開 会】</b></p> <p>(事務局) それでは、ただいまから、第167回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。本日は、土井委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、ほか8名の委員の御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p><b>1 会議録の承認</b></p> <p>(花村会長) 始めに、第166回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。</p> <p>特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) &lt;異議なし&gt;</p> <p>(花村会長) それでは承認といたします。</p> <p><b>2 審議事項</b></p> <p>(1) <b>【案件1】「健康とくらしの調査」の詳細分析及び追加調査委託について</b></p> <p>(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。</p> <p>最初に、案件1「健康とくらしの調査」の詳細分析及び追加調査委託について」の御説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 本件審議に入る前に、前回の審議会でNHKへのデータ提供について停止条件付で承認をいただいておりますので、提供に当たってJAGES及びNHKと調整した内容について、所管課より報告させていただきます。</p> <p>(所管課) まず、停止条件「(1)横浜市とJAGESとの共同研究協定(個人情報取扱特記事項)に次の事項を追加すること」の「ア NHKに提供する情報は、個人情報保護委員会規則で定められた非識別加工情報の作成に関する基準に基づき加工した情報に限ること。また、提供するに当たって行った加工の方法を横浜市個人情報保護審議会に報告するとともに、当該加工方法が加工基準を満たすことを説明すること。」ですが、加工基準を満たしているデータをJAGESから所管課に提供していただき、加工基準を満たしていることを所管課で確認しました。</p> <p>次に「イ JAGESはNHKとの共同研究協定において次の事項を規定しなければならないこと。」ですが、横浜市とJAGESとの共同研究協定書に追加することについて、JAGESの了承を得て、現在協定書改訂の手続を</p>

進めています。

最後に、「(2)市ウェブページ上でNHKへの提供について周知すること」ですが、既存のJAGESの調査について公表しているホームページに新たな分析として、NHKが保有するAIプログラムを利用して解析するため、調査結果を非識別加工を施して、NHKに提供する旨を追記します。審議会後、速やかに掲載して周知を図って参りたいと考えています。

なお、NHKには、まだデータを渡していません。本日、御確認いただいてからスタートとなります。

(花村会長) ただいまの御報告について、御質問、御意見がありましたらお願いします。

(花村会長) それでは、以上の報告を受けましたので、NHKへの提供については、この条件で承認するというところでよろしくをお願いします。

続けて、本日の案件の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(花村会長) どのくらいの回収率を予定していますか。

(所管課) 前回72パーセントでしたので、今回も同程度を見込んでいます。

(中村委員) 8ページの「3 審議に係る事務」「(1) 25年及び28年の「健康とくらしの調査」の結果詳細分析のイ 詳細分析(詳細分析1・2)」の「情緒的サポート提供者割合」「社会的役割低下者割合」とはそれぞれどのような意味でしょうか。

(所管課) 「情緒的サポート提供者割合」と「うつ割合」の分析ですが、人の役に立ちたいと思っている人はうつ傾向が低いという結果が、全国調査で出ているため、横浜市でも同じ結果になるのかを調査したいと考えています。

「友人知人と会う頻度が低い者の割合」と「社会的役割低下者割合」の分析ですが、社会的に人のためになっていると感じている者は友人知人と会う頻度が高く、社会参加している人は要介護リスクが低い、という結果が全国調査で出ているため、もう少し詳しく調査したいと考えています。

(中村委員) 10、11ページの「4 個人情報の管理体制」の【事務の委託】と【事務の再委託】の廃棄方法の紙データは「受託者が廃棄」となっていますが「廃棄確認の方法」が空欄です。どのような方法を考えていますか。

(所管課) 報告書を提出してもらいます。

(花村会長) そのように資料を修正してください。

(中村委員) 10ページの「4 個人情報の管理体制」の【事務の委託】と【事務の再委託】の廃棄方法の電子データは、「受託者から回収し、所管課で廃棄」となっており、15ページ「委託先個人情報保護管理体制」「9 個

個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」の「(5)個人情報の廃棄方法」では、受託者が電子データを自ら削除するような記載となっています。こちらは一般的な管理体制を記載しているということで良いですか。

(所管課) 一般的な管理体制を記載しましたが、正しくは10ページと同様に本件における廃棄方法を記載すべきでしたので修正します。

(加島委員) 秘密保持契約の内容は、受託者との関係では10ページ「4 個人情報の管理体制」の【事務の委託】の「契約上の措置」の個人情報取扱特記事項に記載されているのでしょうか。

また、12ページの【再委託】の「契約上の措置」に「委託契約書で個人情報の管理体制について定めている。」と記載されていますが、再受託者の場合は、これに記載されているのでしょうか。

(所管課) 再受託者への措置も含めて、受託者と横浜市との契約書に記載しています。

(加島委員) 徹底していただくようお願いいたします。

(小嶋委員) JAGESとの関係が共同研究から委託に変更になりましたが、横浜市からJAGESに渡すデータに質的な違いがありますか。

(所管課) 違いはありません。これまでは、研究者たちの集合体というような形の中で、実態としては委託契約に近い要素を持つ中で、横浜市とJAGESの共同研究という形をとってきました。今回は、JAGESが機構化されたこともあり、今までよりも実態にあった形で、委託契約としましたが、共同研究と取り扱うデータ自体に変更はありません。

(小嶋委員) 委託となると、受託者の個人情報の保護がより厳しく問われるようになるかと考えています。共同研究の時は、詳しい情報をJAGESから他の機関に提供していた可能性もあるのではないかと考えたのですが、そうではないのでしょうか。

(所管課) 従前も、共同研究とは言いつつも、厳しい条件の中で個人情報の取扱いを任せていましたので、その厳しさは変わらないと考えています。

(鈴木委員) 統計データになると、とても無機質なものになってしまいますが、元はAさんやBさんにお友達はいますか、と聞いているようなセンシティブな情報です。その情報を外部に提供することの重みは忘れてはいけないと思いました。

また、横浜市の先駆的な取組は素晴らしく、保険者として取り組むことの重要性は分かっていますし、応援する気持ちではありますが、NHKや横浜市は、素晴らしい番組を作ることや先駆的な取組をすることへの名誉欲のようなものに、個人情報を利用することがあってはいけないと思いました。

(所管課) 肝に銘じて、事業を進めていきたいと思えます。

(大谷委員) 12ページ「4 個人情報に管理体制」の「本業務における受託者の個人情報取扱職員数」19名には在宅勤務者も含まれていると思えます。法人として、個人情報の保護に取り組むとき、在宅勤務者の個人情報の取扱いには非常に気を遣います。パソコンを使った作業はある程度は保護がしやすいですが、現物を行う作業ですので、具体的にどのような保護

措置がとられているか、市として確認した事項があれば教えてください。

また、市内で特性が分かれている地域について、追加調査を行い、格差要因を分析し、要因のヒントが見えたとき、その取扱いには注意していただきたいです。この地域に住んでいるから良くない、とならないように、あくまで今回見えてきたのは数ある格差要因のうちの一つであると受け止め、今後も様々な角度から検討を進めることが大事だと感じました。

(所管課) 分かりました。在宅勤務者についてですが、18ページ「再委託先個人情報保護管理体制」「9 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」「(7) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策」に記載しています。在宅勤務者については、作業仕様書を作成して作業内容を説明し、個人情報を含む紙媒体を運搬する場合は個人情報が外から確認できないように中身の見えない専用箱に入れ、自社の配送担当者が直接收受し、受領書に押印してもらいます。作業終了後は社内で検品します。また、在宅勤務者には個人情報保護に関する研修を定期的に行っています。

(花村会長) それでは、案件1を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(2) 【案件2】通学路沿い民間ブロック塀等調査業務委託について**  
(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件2及び案件3についてですが、7月の審議会で緊急案件として承認したものです。7月の審議会の際は、案件2については簡単な説明資料による説明、案件3については口頭での説明のみでしたので、今回の審議会で詳細を報告していただきたいと思います。

まず、案件2「通学路沿い民間ブロック塀等調査業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(中村委員) 少し気になったのでお聞きしたいのですが、そもそもブロック塀の所有者であるということはどのように確認されていますか。

(所管課) 実は、登記簿は取っていません。所有者の確認は厳密にはしていません。ブロック塀の調査をする際、その場でヒアリングして確認しています。チャイムを押して住んでいる方に、「このブロック塀の所有者の方ですか」とか「御連絡先を教えてください」というような形で確認をしています。

(中村委員) そうすると、住んでいても単に家を借りているだけの場合もあるわけですね。

(所管課) はい。そのような方の場合は、調査票のメモの所有者欄に、借りている方と記録しています。実際に、借りている方もいました。

(中村委員) 最近はよく空き家等の問題で、そもそもそこに誰も住んでいないけれどもブロック塀があるという場合は、どのような扱いをしたのでしょうか。

(所管課) 調査はしましたが、ポストがあって投函できる状態であれば、調査の結果を書いて投函します。そういった場合は、後日、所有者などが回収に来る場合もあります。一方で、ポストをふさいでいる場合も見受けられます。そのような場合は、外観調査だけをしています。

(小嶋委員) 不在であった場合は、「資料を封筒に入れて投函します」という記載がありますが、不在であった場合には、敷地の中まで入ったのですか。

(所管課) 不在であった場合は、やはり敷地の中には入っていません。

(小嶋委員) その場合でも、写真は撮ったわけですね。

(所管課) 道路から見える範囲では撮りました。不在の場合は、敷地内に立ち入って裏側から撮ることはしていません。

(小嶋委員) この調査結果は教育委員会事務局と建築局だけで共有するわけですね。自治会町内会などには調査結果を提供したりはしていませんか。

(所管課) 提供していません。

(小嶋委員) 今後、自治会町内会の方から、この辺りは危なさそうだが、問題ないかと問われたら提供することはあるのでしょうか。

(所管課) 現在、建築局の中で、調査結果のデータを整理している状態にして、このデータをどのように取り扱うかについては、教育委員会事務局と相談しながら考えます。まだ、結論は出ていませんが、建築局としては、教育委員会事務局には報告します。誰にでも提供できるデータとは考えていませんので、よく検討していきます。

(小嶋委員) 災害などの場合を考えると、提供することももしかしたら、必要な場合もあるかもしれませんね。

(所管課) そこはこれから検討します。

(新田委員) 庭に入って写真を撮りますよね。そうすると例えば庭の中に貴重な植物を植栽している人もいて、写真に写りこむこともあるかと思えます。そうするとその情報も提供されてしまうので、庭の中の写真については、慎重に提供していただきたいと思えます。

(所管課) そこまで考えが及んでいませんでした。裏から見ないと控え壁が分かりません。ブロック塀を撮るという趣旨ではありましたが、写真の写りこみなどはあると思えます。

(吉田委員) 補修する場合、所有者と連絡を取らないといけないと思えますが、まずは、居住している方に聴き取りと調査をしたということだと思います。目的はとりあえず危険な塀があるかどうか把握するということまでなのででしょうか。

(所管課) 今回調査後に、お手紙を渡しています。ブロック塀に外観上異常があったのかなかったのか、維持管理はしてくださいという話なのか、改善が必要と見受けられるところについては改善を検討してくださいという話なのかなど、注意喚起の内容をお手紙としてお渡ししています。

調査をして、その結果をお伝えして、所有者の方や場合によっては居住者にきちんと管理することを普及啓発することも目的です。

(吉田委員) 居住者に「所有者に伝えて改善してもらってください」というところまでは明確に伝わっているのでしょうか。

(所管課) 不在の方の場合は投函しているので、投函したものが所有者にきちんと渡されているかは確認ができていません。これから危険なブロック塀の指導をどのようにしていくかは検討していく必要があると思っています。

(吉田委員) 不在でなくても、居住者に渡して、「そうなのか、危ないのか」といってそこで止まってしまったら何も意味がないかと思います。居住者が所有者に伝えて改善を促したかどうか、そもそもそこまでの調査だったかどうかを知りたいです。現時点ではとりあえず把握するところまでやって、これから結果を集計して、所有者にコンタクトを取るのですか。

(所管課) 集計後、どのように指導していくかは、まだ集計処理をしているところなので、検討していかなければいけません。調査をする意図としては、ブロック塀の状況を所有者に理解してもらい、必要な措置をしていただく普及啓発も含めてやっていくという目的ではやっていましたが、実際は、所有者は、登記簿謄本を取らないと分からないので、一人ひとりの調査員がそこまで確実に伝えられたかということは確認ができていないです。マニュアルや説明会では伝えています。

(吉田委員) 把握はしましたが、所有者に伝わらなかったり、所有者のアクションに繋がらなくて、その塀が倒れたということになったら、あまり意味がないですね。急いで調査をしたと思いますので、この先どうするかを、特に危険なブロック塀がでてきた場合に、それこそ登記簿謄本を取ってでも探さないといけないと思います。その辺りが事業を始めるときに、詰め切れていなかったのかなと思います。

(鈴木委員) 二点あります。一点目は、写真を撮影するということですが、デジタルカメラで撮影するのですよね。そのデータをどうするのかをあらかじめきちんと調査員に伝えているのかということと、もう一点が、個人情報保護の規程類や研修について、委託先個人情報保護管理体制に記載がありますが、これは、建築士事務所協会の対職員の話なのでしょう。登録されている建築士もこれに従う義務があるようなものなのでしょうか。

(所管課) 今回 52 名の建築士が調査員となりますが、建築士事務所協会には総数だと 230 から 240 名の建築士が登録されています。その中で、今回の業務に手を挙げた建築士が 52 名いました。建築士事務所協会の職員だけでなく、それらの建築士に対しても、個人情報の取扱いの徹底や、例えば、写真の撮り方や写真のその後の廃棄処理については、周知徹底しています。

(鈴木委員) 研修についてはそれでカバーすると思いますが、社内規程については、登録している建築士に関係があるのでしょうか。一般社団法人の建築士事務所協会としての規程は登録している建築士も守るべきもの

という立てつけですか。私は会計士協会に登録していますが、会計士協会の事務職員が守るべき個人情報保護の規程などが当然あると思いますが、それは一会員には関係ありません。そういった立てつけが資料上では分かりません。

(所管課) 研修の報告書をもっていますが、従業員だけでなく、登録している建築士も研修をしていると記載されています。

(鈴木委員) 今の話は研修の話ですね。規程類の話をしていますか。

(所管課) 社内規程が会員にも適用になるか、守らなければならない義務があるかどうかということですね。確認します。

(鈴木委員) ずっとお付き合いがあるわけですし、専門家なので、一定以上の水準だと思いますが、委託先個人情報保護管理体制の欄にチェックを付ける以上、誰をカバーしている規程なのか確認すべきだと思います。

それとデジタルカメラの件は、研修などで、写真データは削除するよというのを徹底していただくという前提になっているわけですね。

(小嶋委員) そうすると、デジタルカメラは建築士が持っているものを使ったということですか。

(所管課) はい。

(小嶋委員) そのSDカードは市の方で提供したのですか。

(所管課) 建築士個人のもんです。

(小嶋委員) データが残っている可能性がありますよね。しかも、自分で撮った写真も一緒になっていますので、それを消去してくださいといっても難しいかと思います。

(所管課) 業務が終了した時点で、一斉に写真データを消去してくださいというメールを送って、それぞれの建築士から消去した報告を出してもらい、事務局でとりまとめた上で、すべて消去したという報告を市に出してもらっています。

(小嶋委員) 直接市が確認はしていないので、その返事を信用するしかないということですね。建築士が何かの形で利用するということもないわけではないかと思うので、その辺りは心配ではあります。

(加島委員) その辺りは個人情報取扱特記事項に入っているのではないのでしょうか。秘密保持契約(NDA)は必ず交わしますよね。今、大学などではNDAはかなり厳しく言われていますよね。個人情報は最終的には必ず消して、もし漏れた場合には損害賠償できるなどと書かれています。経済産業省がひな形を示していますが、そのとおりにやっているかと思いますが。

(花村会長) どうなっているのでしょうか。

(事務局) 個人情報取扱特記事項自体は契約上添付しなければならないので、添付してもらっていますが。

(花村会長) 加島委員がおっしゃったような賠償義務までは恐らく書かれていないのではないのでしょうか。そこまで慎重にやらなければならないということでしょうか。特に調査員は建築士事務所協会に登録している建築士ですね。弁護士会もそうですが、弁護士もいろいろな人がいます。



デジタルカメラのデータを消すようにという指導を確実にしておかないと何かの形で問題が生じたら困ると思います。そこは慎重に考えてほしいです。この件については、緊急案件として事前に承認していますので、今後同様の事業を行う際は考慮していただければと思います。

(鈴木委員) 今回の件は建築士への再委託ということになるのでしょうか。

(所管課) 再委託はありません。登録されている建築士に身分証を一枚ずつ渡しているのです。その方しかできません。

(鈴木委員) 法的主体の話をしているのですが、今委託しているのは、建築士事務所協会、職員であれば建築士事務所協会の一部だと思いますが、独立して個人で開業している建築士や別の会社に勤めている建築士に協会から仕事を出すとしたら、それは委託関係ではないのでしょうか。

(花村会長) 例えば、調査員が52名いて、それが誰かというのは建築局でも把握しているのでしょうか。

(所管課) はい。

(花村会長) それらの人と直接、契約を結んでいるということはないのですよね。費用は建築士事務所協会に支払って、それを建築士に支払うということですよね。再委託というのか、事実上補助させているというのか、難しいところだと思います。建築士事務所協会に頼んだとしても、動く人がいなければ何もできませんからね。

(中村委員) 建築士は個人の判断の余地はあるのでしょうか。単純に手足として、調査に行き決めたことを確認してくるだけなのか、やはりそれが危険であるとか、建築士でないとできない判断が委ねられているのかどうかによって違ってくると思います。建築士による判断が予定されているのであれば、法律的には履行補助者というよりは、建築士事務所協会との関係でいうと委任関係にあるのではないのでしょうか。

(花村会長) 鈴木委員がおっしゃりたいのは、市と建築士事務所協会との契約関係は良いが、建築士事務所協会から頼まれた建築士と市との関係はどうなのかという話ですね。

(鈴木委員) そうですね。再委託だと、再受託者の個人情報の管理状況がどうかということを出していただいているので、このような場合どのように考えるのかということです。

(吉田委員) 建築士と建築士事務所協会の間では何か取り交わされているのでしょうか。費用を支払うということですが、アルバイトとかそのような形で雇っているのでしょうか。

(花村会長) 簡単に言うと、「協会がこのような事業を市から受託したので、やってくれる人はいるかと募集したところ、52名集まった。このような調査を行ってくれ。個人情報は大切だからこのように取り扱うように。」ということだろうと想像しますが。

(加島委員) 医師会なども同様ですね。健康診断を委託して、医師会が医師にお願いしていますよね。

(事務局) これまでの審議会の案件でも、受託者が医師会、歯科医師会、司法書士協会などがありましたが、再委託とはしてきませんでした。建築士が一個人としていくというよりは、履行補助者に近いのではないかと

と思います。

(花村会長) 履行補助者という面が強いということだったのでしょね。ただ、厳密に言われると問題が出てくるかもしれません。その点は十分注意していただいて、建築士に先ほどのデータの処理はきちんと指導していただきたいということで、既に承認している案件ですので、よろしいでしょうか。

(花村会長) それでは案件2の報告については以上とします。

**(3) 【案件3】民間ブロック塀等に係る補助金交付事業について**  
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件3「民間ブロック塀等に係る補助金交付事業について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(中村委員) 受託者の紙データの廃棄方法ですが、「3 審議に係る事務」の「廃棄方法」の欄では「受託者が廃棄」ということで「廃棄証明書の提出」と記載されていますが、委託先個人情報保護管理体制の9(5)の「個人情報の廃棄方法」の欄では、紙データは「業務終了後速やかに市に返却する。」とされています。これはどちらの扱いをするのでしょうか。

(所管課) 申し訳ございませんでした。受託者で廃棄します。

(花村会長) 委託先個人情報保護管理体制を修正するということですね。

(所管課) そうですね。「3 審議に係る事務」の記載の方が正しいです。

(中村委員) 先ほどの案件2でも質問しましたが、ブロック塀の所有者をどのように特定するのかということが大きい問題かなと思っています。特に補助金の支給対象となるということであると、所有者でない人に補助金を支出するとなるとまずいかと思います。所有者の確認はどのようにするのでしょうか。

(所管課) 事前相談票を先に提出してもらいますので、基本的には御自身から所有者であると申告を受けて調査に行くことになります。また、補助申請をしていただく際には、登記簿謄本を付けていただき、本人所有かどうか確認します。

(中村委員) 登記簿謄本は建物等の所有権は分かりますが、ブロック塀が誰の所有かということは必ずしも登記簿謄本で確認できないと思います。今回は道路に面しているブロック塀ということなので、あまり問題ないのかもしれませんが、もしかすると私道もあると、隣地所有者との間でブロック塀の所有権が争われていたり、あるいは、ブロック塀の所有者を決めてしまうと、もし土地の境界の関係で争われているとしたら、そこに市が一方当事者が所有権を有していると認めてしまう形になってしまうと思います。

また、官民の境界でも境界が確定されている場合は良いかと思います

が、境界が確定されていないところで、ブロック塀の所有者が私人だと認めてしまうと、官民の境界の問題にも影響してくるなど、結構やっかいなことになりうると思います。

(所管課) 原則としては道路に面しているところですので、隣家との争いは基本的にはないかなと思います。ただ、おっしゃるように、官民境界を確定していない道路や私道路も対象となります。正直なところを言うと、そこまで踏み込んで権利関係をはっきりする術は用意していません。ですから、補助金交付申請があった場合に、補助の対象となるブロック塀であれば、申請を受け付けることとしています。

(中村委員) 個人情報の問題ではありませんが、そこは少し問題があるのではないかと思います。そこを踏み込んでいくと、所有権に争いがあるという個人情報に触れる可能性があります。現地調査をする時に分かった場合は、建築士が取得する個人情報になります。所有者の認定は現実には難しいので、慎重にされた方が良くかなという意見です。

(花村会長) そこは慎重にやっていただくということですね。

(所管課) 今ここでこうしたいということは思いつきませんが、局内に法務関係の部署がありますので、そことも相談しながら、権利関係の争いに対して、どのような形でどこまでやるかを検討させていただきたいと思います。

(鈴木委員) 個人情報を取り扱う事務開始届の「個人情報の記録項目」の「②家庭生活」の「居住状況」や「⑥経済状況」の「財産」は今回該当しないということでしょうか。

(所管課) 特段、収集しません。

(新田委員) 工事の金額が30万円と記載されています。工事費用は100万円位かかりそうなところもあると思いますが、30万以上は出ないのでしょうか。

(所管課) はい。

(新田委員) そうすると30万円補助されても直せない可能性もあるのでしょうか。

(所管課) 横浜市のスタンスとしては、基本的にはブロック塀は所有者が維持管理をする必要があります。大阪府北部地震の事故を受けて、危険なものであれば、本来は所有者が壊すというのが大前提です。そうはいつでも、経済事情などにより厳しい方もいますので、可能な限り、本市としても補助金制度を使って支援をさせていただきたいと考えています。すべての方にまんべんなく補助金を出せるかというところではなく、やはり、やっていただくからには自己負担も当然あると思っています。

(小嶋委員) 先ほど、登記簿謄本で所有者を確認するとおっしゃっていましたが、それは申請者から提出してもらうということではなくて、横浜市の方で取って確認するということですか。

(所管課) 申請者から提出していただく予定です。

(小嶋委員) そうすると「5 取り扱う個人情報」のどこに記載がありますか。

(所管課) 所有者の情報については、補助金の申請時に確認する予定です。

対象者3の「ブロック塀の所有者の情報」の部分に登記簿謄本のことも含んで記載させていただきました。

(小嶋委員) 申請をするのは、工事をする前ですよね。「情報」というと広い表現なので、もう少し限定した方がいいと思います。登記簿謄本と書いてもいいと思います。

(事務局) では、対象者3の紙データの欄に、申請書の情報と登記簿謄本の情報とを書き加えたいと思います。

(花村会長) それでは、案件3の報告については以上とします。

#### (4) 【案件4】市大附属2病院における病院情報システムの外部データセンターへの設置について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件4「市大附属2病院における病院情報システムの外部データセンターへの設置等について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(加島委員) 現在の受託者も、資料に記載されている受託者と同様ということでしょうか。

(所管課) はい。同様です。業者選定の手続を経て決定しました。

(加島委員) データセンターの通信回線は冗長化しているとのことですが、システムそのものも冗長化しているのですか。

(所管課) していません。データセンターに置くと、耐震等の設備的にはより整うということになりますので、例えば、停電や倒壊のおそれはありません。システムに不具合が起きるおそれはありますが、システムそのものについて、完全に同じものを二つ置くということはありません。重要な部品については二重化を図り、システム全体として止まらない形を検討し、システムを維持していきたいと考えています。

(加島委員) データのバックアップはどのように行うのですか。

(所管課) データセンターのバックアップ専用サーバに置きます。44ページの「3 審議に係る事務 (3) 新システムの運用保守」に記載しています。

(加島委員) これまで、事故等でシステムが止まったことはありますか。

(所管課) 決定的なシステムの問題で止まったことは、2病院ともありません。

(加島委員) 病院自体がISMS等をとることは考えていませんか。

(所管課) 部門単位で取得していることはありますが、病院全体としては取得していません。

(加島委員) 別の場所にデータセンターを移すことになりますので、定期的な監査等を行いますか。一番気になるところです。ISMSですとデータセ

ンターを必ず監査することになっています。

(所管課) 受託者の管理については、厚生労働省のガイドラインに、定期的に監査をしなければならないことが明記されています。院内の医療情報に関する管理規程にも明記し、これに基づき定期的に、受託者のデータセンターの監査を行います。

(小嶋委員) 再受託者が25社と非常に多いです。膨大かつ多様な個人情報を取り扱うということで、個人情報の保護が徹底されるのか危惧を抱きますが、横浜市としては再委託するという事は仕方ないという考えでしょうか。

(所管課) 契約上は再委託という関係ではありますが、再受託者は部門システムを直接担当しており、我々と再受託者は、直接顔を合わせて業務を進めています。

(花村会長) それでは、案件4を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(5) 【案件5】給水装置工事の手續に係る電子申請の導入について  
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル  
簿変更届出書を含む。)**

(花村会長) 次に、案件5「給水装置工事の手續に係る電子申請の導入について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思ひます。

(大谷委員) システムへのアクセス権限があるのは、本業務の受託者と、パスワードとID番号の付与を受けた工事事業者で、工事事業者用のマイページができ、過去の申請情報等についても確認できるという形だと思ひます。

その上で、3点質問です。ID番号を付与する際に、工事事業者であるかという確認は、どのように行っていますか。工事事業者がシステムを利用する際の利用規約の中でどのような取り決めになっていますか。事業者の休廃業があった場合に、権限の設定方法をどのようにトレースしていきますか。

補足的な御説明をお願いします。

(所管課) 1点目及び3点目の御質問ですが、水道法に基づき、給水装置工事を施工できるのは、市又は市が指定した者とされており、合併や廃業についても届出の義務付けがされているため、この事業とは別に、事業者を管理しています。その情報をリアルタイムで受託者に提供し、資格があるかどうかを確認した上で受け付けています。

利用規約については、システム利用を希望する事業者には十分確認していただいた上でID番号を付与していくことを考えています。

(大谷委員) 事業者 1 社に対して一つのIDを付与するという事で良いでしょうか。

(所管課) はい

(大谷委員) 利用規約は横浜市と受託者のどちらが作成していますか。

(所管課) 受託者が作成し、横浜市がチェックしています。

(大谷委員) 現在の指定事業者は何社ですか。

(所管課) 平成29年度末で2,300社です。ただし、漏水したときの修理のみ行う事業者も含まれるため、2,300社全てが給水装置工事の申請をするとは限りません。

(大谷委員) 事業者が、他の事業者や事務そのものの遂行を阻害するような行為をしないよう、安全対策を講じられているという理解で良いですか。

(所管課) はい。本年度をシステム稼働の試行期間として位置付けています。また、翌年度以降も、事業者の規模もばらつきがあるため、一斉に電子申請のみとするのではなく、経過措置の期間も設けて運用していきたいと考えています。

(小嶋委員) 25ページの「5 取り扱う個人情報」の想定件数は、年間の想定件数ですか。

(所管課) 10月から3月までの想定件数です。

(小嶋委員) 主任技術者が、事業所を移った場合、前の事業所のデータが見れますか。

(所管課) 主任技術者ごとにIDを付与しているわけではないですが、IDを覚えてしまうと見れる可能性があります。受託者に確認します。実は、主任技術者が2社の主任技術者を兼ねている場合もあります。また、事業者と主任技術者の間に雇用契約はなくても良いことになっています。

(小嶋委員) 御報告いただければと思います。

(所管課) はい。

(鈴木委員) いつの段階から、横浜市の保有する個人情報になりますか。個別の工事ごとに、事業者が入力・送信して、市に届いた時点ですか。

(所管課) 受け取った瞬間からとなります。

(花村会長) それでは、案件5を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(6) 【案件6】芸術不動産事業推進のための組織運営実験業務委託について**

**(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)**

(花村会長) 次に、案件6「芸術不動産事業推進のための組織運営実験業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

前回、マッチングされたところは順調ですか。

(所管課) 順調です。入居が十数社決定しています。

(新田委員) 受託者にも守秘義務があることをしっかり伝えてください。

(所管課) 伝えた上で、誓約書を提出していただいています。

(鈴木委員) SNSで受け付けるとありますが、SNSのメッセージはセキュリティの面で、メールと同レベルで安全と考えて良いでしょうか。

(所管課) はい。セキュリティはしっかりしていると考えています。

(鈴木委員) 市として、SNSを利用する際のガイドラインを作成しているのでしょうか。

(事務局) 市がフェイスブックを開設するときは、市民局の広報の所管課がチェックすることになっています。

(鈴木委員) 分かりました。受託者が共同事業体ということですが、実際に個人情報を取り扱うのは、代表法人だけですか。

(所管課) 全ての事業者です。

(鈴木委員) 79ページの委託先個人情報保護管理体制に記載されている社内規程は、それぞれの事業者が備えており、それぞれ研修も行っているということですか。

(所管課) そのとおりです。

(花村会長) それでは、案件6を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(7) 【案件7】ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業における対象者の拡大について**

**(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)**

(花村会長) 次に、案件7「ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業における対象者の拡大について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件7につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(新田委員) 名簿を防災倉庫に置いたり、自治会町内会の会長だけでなく役員も持とうという動きもありますが、いかがでしょうか。

(所管課) そのお話は、災害時要援護者の名簿のことだと思います。本事業では、そのような保管はしていません。

(新田委員) そうですか。私は、訪問を拒否される方もいるが何とかしてあげたいという相談を民生委員から受けることがあります。拒否されるの方が危ないとも聞きます。拒否される方の支援方法を、所管課でも考え、民生委員を支援していただくと良いと思います。

(所管課) ありがとうございます。今新田委員がおっしゃってくださったような方が、見守りの必要性が一番高い方です。拒否される方の情報を

民生委員、地域包括支援センター、区役所で情報を共有します。現状は遠目に見守っておき何かあったら支援すれば良い方もいれば、サービスを受ける必要がある方もいます。サービスを受ける必要のある方は地域包括支援センターが、もっと重いケースになると区役所が関わることもあります。この事業は情報提供をきっかけに支援をしていく事業です。これからも重層的な関わりができるよう、区役所にも伝えていきたいと思います。

(花村会長) それでは、案件7を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(8) 【案件8】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について  
【生活保護に関する事務 全項目評価書(再評価)】**

(花村会長) 次に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【生活保護に関する事務 全項目評価書(再評価)】の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

市民意見聴取では、意見はありましたか。

(所管課) ありませんでした。

(花村会長) これまで意見聴取をして意見があったことはありますか。

(所管課) 当初の評価では、生活保護の事務に関しても御意見をいただいたと記憶しています。

(花村会長) それでは、案件8を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

### 3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

大曾根保育園防犯カメラ運用事務

(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

eラーニングシステムの運用

(3) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告

衛生研究所における人事異動に伴うファイルサーバ対応作業委託



- (4) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託  
平成30年度ミュージカル鑑賞会及びバックステージツアー参加者受付業務の委託
- (5) 委託先個人情報保護管理体制（1件）
- (6) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（9件）
- (7) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（10件）
- (8) 個人情報ファイル簿廃止届出書（1件）

#### 4 その他

- (1) 個人情報漏えい事案の報告（平成30年7月21日～平成30年9月21日）
- (2) その他

（花村会長） それでは、次に「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

（事務局） 本日の追加配付資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

（事務局） 配付資料により内容を御確認いただき、疑問点があれば御連絡いただきたいのですが、1点だけ御説明させていただきます。39ページですが、エクセルで管理している宛先の氏名と住所を1行ずつずらして宛名ラベルを作成し、発送してしまったという案件です。資料に記載されている誤送付件数は530件ですが、そのほとんどが宛先不明で所管課に返送されています。

（花村会長） ただいまの報告につきまして、何かございますか。

特に御質問がなければ了承するというところでよろしいでしょうか。

（各委員） <異議なし>

（花村会長） それでは了承いたします。

本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

（事務局） 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。

次回の日程でございますが、今回は10月31日になります。10月31日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日御連絡を差し上げますが、どうぞよろしくをお願いします。

事務局からは以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。

（花村会長） それでは閉会とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

**【閉 会】**

資 料 特記事項	1 資料 (1) 第167回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第167回横浜市個人情報保護審議会追加資料 2 特記事項 次回は平成30年10月31日（水）午後 2 時から開催予定
-------------	---

本会議録は平成30年10月31日第168回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡

---